

自宅待機期間等の短縮について（Q&A）

【接種証明書の確認】

- 1 自国の接種証明書に生年月日の記載はありませんが、代わりに旅券番号や身分証明書のID番号があれば、有効な接種証明書として認められますか。
- 2 自国では、ファイザー、アストラゼネカ又はモデルナ社製「以外」のワクチンが承認されています。その場合、これら3社以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。
- 3 自国の接種証明書では、「コミナティ (COMIRNATY)」のメーカーが「BIONTECH」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。
- 4 自国の接種証明書では、モデルナ社製のワクチンで「スパイクバックス (Spikevax)」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。
- 5 自国の接種証明書では、ワクチン名が「コビシールド (Covishield)」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。
- 6 接種しているワクチンは2回とも同一の種類のワクチンの必要がありますか。
- 7 接種証明書に2回目の接種情報しかない場合はどうすれば良いですか。
- 8 2回目の接種日から14日以上経過していなければ有効な接種証明書として認められないですか。
- 9 入国・帰国後の10日以内に、2回目の接種日から14日が経過する場合は有効な接種証明書として認められますか。
- 10 自国の接種証明書には英語の表記がありませんが、どうすれば良いでしょうか。
- 11 接種証明書の原本の提示は必要ですか。
- 12 電子的に交付された接種証明書は認められますか。その場合「写し」はどのように提出すれば良いですか。
- 13 日本国内で発行された証明書について、「新型コロナウイルス予防接種証明書」、「新型コロナウイルスワクチン予防接種証」及び「新型コロナワクチン接種記録書」以外の証明書は認められませんか。
- 14 承認されている国・地域の接種証明書であれば、民間機関等が発行するものも認められますか。
- 15 ワクチンを異なる2か国で受け、そのうち1回は承認されている国・地域で発行された接種証明書、別の1回は承認されていない国・地域で発行された接種証明書を所持している場合、これらは有効な接種証明書として認められますか。
- 16 年齢要件でワクチン接種が認められていない子どもには、待機期間の短縮は認められますか。また、接種証明書を所持する親と所持しない子どもが同伴の場合には、当該子どもにも待機期間の短縮が認められますか。

17 ワクチン接種者で待機期間の短縮の適用を受けようとする場合、ワクチン未接種者と行動を共にしても問題ないでしょうか。

【待機解除の検査や手続等】

18 待機解除するための検査は、抗原定性検査（抗原検査キット）でも認められますか。

19 自宅等待機期間中に検査を受けに行っても良いのですか。

20 検査結果が陽性となった場合は、どのようにすれば良いですか。

21 郵送で検査機関に検体（だ液）を送る場合、10日目より前に採った検体でも良いですか。

【接種証明書の確認】

- 1 自国の接種証明書に生年月日の記載はありませんが、代わりに旅券番号や身分証明書の ID 番号があれば、有効な接種証明書として認められますか。

生年月日の代わりに旅券番号又は ID 番号等が接種証明書に記載されており、所持する旅券又は当該 ID カード等によって生年月日の確認が可能であれば、有効な接種証明書として認められます。

- 2 自国では、ファイザー、アストラゼネカ又はモデルナ社製「以外」のワクチンが承認されています。その場合、これら 3 社以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。

認められません。接種証明書で有効と認められるワクチンは、現時点では、日本で承認されているファイザー、アストラゼネカ及びモデルナ社のワクチンのみです。このため、これらの 3 社以外のワクチンは、例え他国で承認されていても、有効な接種証明書とは認められません。

- 3 自国の接種証明書では、「コミナティ (COMIRNATY)」のメーカーが「BIONTECH」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。

他の条件が満たされていれば、有効な接種証明書として認められます。

- 4 自国の接種証明書では、モデルナ社製のワクチンで「スパイクバックス (Spikevax)」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。

他の条件が満たされていれば、有効な接種証明書として認められます。

- 5 自国の接種証明書では、ワクチン名が「コビシールド (Covishield)」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。

現時点では、有効な接種証明書として認められません。「コビシールド」の今後の扱いについては、厚生労働省において本年 10 月上旬を目処に審査します。

- 6 接種しているワクチンは 2 回とも同一の種類のワクチンである必要がありますか。

必要ありません。ファイザー、アストラゼネカ又はモデルナ社製のワクチンであれば、異なる種類のワクチンを接種した場合でも、合計の接種回数が2回以上かつ2回目の接種日から14日以上経過していれば、有効と認められます。

ただし、2回のうち1回が上記3社のワクチンであって、別の1回が上記3社以外のワクチンのケースは、有効とは認められません。

7 接種証明書に2回目の接種情報しかない場合はどうすれば良いですか。

接種証明書に、

- ・ 2回目の接種情報（当該接種が2回目であること（例えば2／2のような表示）、ワクチンの種類、接種日（から14日以上経過））が記載されており、
- ・ 別途、検疫で回答が求められる「検疫法第12条の規定に基づく質問」において、接種したワクチンは2回ともファイザー、アストラゼネカ又はモデルナ社製のいずれかであることを確認できれば、

有効と認められます。ただし、治癒証明と1回目の接種情報の組み合わせのように、実際に1回しか接種を行っていない場合には、有効とは認められません。

8 2回目の接種日から14日以上経過していなければ有効な接種証明書として認められないですか。

認められません。例えば、10月1日に2回目の接種を受けた場合、有効な接種証明書として認められるためには、日本入国・帰国が10月15日以降の必要があります。

9 入国・帰国後の10日以内に、2回目の接種日から14日が経過する場合は有効な接種証明書として認められますか。

※例えば、10月1日に2回目の接種、10月11日に日本入国、10月15日に14日経過するようなケース。

認められません。14日の期間は、ワクチンの接種で十分な免疫ができる期間等を踏まえて設定しています。このため、日本入国・帰国の時点で確認する必要があり、入国・帰国後に、2回目の接種日から14日が経過するような場合は、認められません。

10 自国の接種証明書には英語の表記がありませんが、どうすれば良いでしょうか。

接種証明書の翻訳（日本語又は英語）を事前に作成していただき、検疫の際に接種証明書の「写し」と併せて提出をお願いします。

11 接種証明書の原本の提示は必要ですか。

検疫所が、接種証明書の「写し」で内容の確認ができ、当該「写し」が検疫所に提出されるのであれば、原本の提示は必要ありません。

12 電子的に交付された接種証明書は認められますか。その場合「写し」はどのように提出すれば良いですか。

電子的に交付された接種証明書については、アプリ、PDF・画像・写真等表示形式は問わず、接種証明書の内容が確認でき、条件が満たされていれば有効な接種証明書として取り扱われます（ただし、承認されている国・地域の公的な機関で発行された接種証明書であることが必要です。）

検疫所に「写し」を提出する場合は、検疫所に御相談ください（例えば、検疫所が指定するメールアドレスに接種証明書の電子媒体（例えば、スクリーンショット）を送付していただきます。）。

13 日本国内で発行された証明書について、「新型コロナウイルス予防接種証明書」、「新型コロナウイルスワクチン予防接種証」及び「新型コロナワクチン接種記録書」以外の証明書は認められませんか。

有効と認められる日本国内の接種証明書は、原則公的な機関で発行されたもので、以下のとおりです。

- ・政府又は地方公共団体発行の新型コロナウイルス予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書）
- ・地方公共団体発行の新型コロナウイルスワクチン予防接種済証、
- ・職域接種等での医療機関等発行の新型コロナワクチン接種記録書

上記の他に、例えば、在外日本人一時帰国者に対する接種証明書（外務省発行）、国内治験参加者に対する接種証明書（厚生労働省発行）等も認められます。

14 承認されている国・地域の接種証明書であれば、民間機関等が発行するものも認められますか。

外国で発行された接種証明書については、事前に当該国・地域との間で、政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であることを条件としており、（当該国・地域の公的な機関が事前に認めているなど特別な場合を除き）民間機関等が発行する接

種証明書は認められません。

15 ワクチンを異なる2か国で受け、そのうち1回は承認されている国・地域で発行された接種証明書、別の1回は承認されていない国・地域で発行された接種証明書を所持している場合、これらは有効な接種証明書として認められますか。

認められません。2回の接種とも、承認されている国・地域で（公的な機関で）発行された接種証明書が必要です。

16 年齢要件でワクチン接種が認められていない子どもには、待機期間の短縮は認められますか。また、接種証明書を所持する親と所持しない子どもが同伴の場合には、当該子どもにも待機期間の短縮が認められますか。

両者とも、認められません。今般の入国・帰国後の待機期間の短縮については、ワクチンの有効性等を踏まえて、有効な接種証明書所持者に対して認めることにしています。このため、年齢要件でワクチンを受けられない（接種証明書を所持しない）子どもについて、待機期間の短縮は認められません。接種証明書を所持する親が子どもを同伴する場合であっても、当該子どもについて待機期間の短縮は認められません（今後、新たな科学的知見が得られた場合等、取扱いが変更となる場合があります。）。※なお、仮に3日間の施設待機対象の指定国・地域から帰国した場合、（接種証明書を所持する）親が子どもに同伴するために当該施設で待機することは可能です。

17 ワクチン接種者で待機期間の短縮の適用を受けようとする場合、ワクチン未接種者と行動を共にしても問題ないでしょうか。

ワクチン未接種者が同行していて、ワクチン接種者（接種証明書所持者）が待機期間の短縮の適用を受けようとする場合、感染拡大リスクをできる限り低下させる観点から、当該未接種者との濃厚接触となるような接触を伴わない行動を心がけて頂くようお願いいたします。

【待機解除の検査や手続等】

18 待機解除するための検査は、抗原定性検査（抗原検査キット）でも認められますか。

有効な検査は、PCR検査又は抗原定量検査のみです。抗原検査キットについては、無症状者への検査は適さないとされており、認められません。

なお、自費でのPCR検査・抗原定量検査を提供している検査機関については、下記リンク先をご参照ください。

●厚生労働省 HP（社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

※PCR検査又は抗原定量検査に対応している検査機関に限ります。

19 自宅待機期間中に検査を受けに行っても良いのですか。

自宅待機期間中においては、不要不急の外出は控えていただく必要がありますが、自宅待機期間を解除するための検査を受けるために検査機関に出向くことは、不要不急の外出には当たりません。ただし、一般の方が利用する公共交通機関等を利用せず、自家用車などで移動してください。

なお、検査機関によっては、郵送で検体を送付することで検査を実施できる機関もありますので、検査機関に事前にお問い合わせください（採取容器などを事前に送付してもらう必要がありますので、ご注意ください。）。

20 検査結果が陽性となった場合は、どのようにすれば良いですか。

民間検査機関で医師による診断を伴わない検査を受けて結果が陽性だった場合、当該検査機関の提携する医療機関を受診してください。

提携医療機関が遠隔にある場合など提携医療機関を利用することが困難な場合は、受検者自身が、近くの医療機関やかかりつけ医に事前に連絡して対応可能か確認した上で受診するか、または地域の受診相談センターに御相談ください。

21 郵送で検査機関に検体（だ液）を送る場合、10日目より前に採った検体でも良いですか。

10日目以降の検体で検査を行っていただく必要があります。検査日が10日目以降であったとしても、9日目までに採取した検体で検査を実施した場合、有効とは認められません。